

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
安部法律事務所	東京都新宿区西新宿 7-23-1 TSビル4F	03-6860-4183

1 市民からの相談件数 (平成26年1月28日現在)

相談件数	相談受付時期
1件	平成26年1月上旬

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相談事例
80代男性	以前購入した非合法わいせつ物の販売業者を刑事告発した、購入者も刑事告発すると通知あり。過去にも同様の物が届いたが、今回は弁護士から届いた。 告訴を取り下げたければ期限までに連絡するよう書かれており、期限を過ぎた場合はいかなる状況でも即時告発するとあり。 心当たりがないが対処法は。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

告発通知

貴殿が以前に購入した非合法わいせつ物（無修正等）及び児童ポルノの販売業者が我々の働きかけにより、警視庁に摘発されました。

今回、性犯罪撲滅のため購入者に対しても事件証拠（購入履歴等）を提出し刑事告発及び民事訴訟の手続きを行います。

購入者も共犯者であり女性や児童に対するこのような行為は非人道的であり絶対許されません。

告発となった場合、警視庁及び管轄警察署にて刑事事件として取り扱われます。

児童買春・児童ポルノ 禁止法第7条（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

1、児童ポルノを製造、購入、所持、運搬、輸入、輸出した者も同項と同様とする。

刑法175条（非合法わいせつ物所持を禁止する法律）

1、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布、購入、所持した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

貴殿が購入、所持されたものは刑法、条例に違反しているため刑事告発を行います。

ただし今後一切このような事をしないと約束の上で被害者に対して反省できるのであれば告発取り下げも可能です。

反省の上で告発を取り下げたい方は、平成26年1月10日迄に当方までご連絡下さい。

期日を過ぎた場合、いかなる場合であっても事件証拠を提出し告発いたします。

東京都新宿区西新宿7-23-1 TSビル4F

安部法律事務所 代表弁護士 XXXXXXXXXX

連絡先 03-6860-4183 受付時間 平日10時00分～17時00分まで